

第2部 基本理念の実現に向けた施策の展開

第1章 これまでの取組状況

1 健康づくり事業

(1) 健康教育

健康教育には、生活習慣病の予防や健康増進など、健康に関する一般的事項を課題として実施する「一般健康教育」と、地域の実情等に即して選定した高血圧症や糖尿病、脂質異常症、骨粗しょう症、歯の健康などを課題として実施する「重点健康教育」があります。

本市においては、保健センターで運動や調理実習等の実践を取り入れた健康教室や市民の身近な公民館で健康づくりに関する講演会、学習会等を行いました。

生涯にわたった市民の一人ひとりの健康づくりを支援するため正しい知識の普及啓発が必要です。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み		
健康 教育	一般健康教育	回数	156回	156回		
		延べ人数	4,763人	4,568人		
	重点健康教育	回数	67回	81回		
		延べ人数	2,117人	2,162人		
			160回	4,500人	52回	2,000人

(2) 健康相談

健康相談には心身の一般的事項を対象とする「総合健康相談」と、高血圧、脂質異常症、糖尿病等の重点課題を選定して実施する「重点健康相談」があります。

市民一人ひとりの健康課題に対して、保健師や管理栄養士などが個別支援しています。

疾病予防や重症化予防のため、一人ひとりの日常生活や健診結果を踏まえた健康相談が必要です。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み		
健康 相談	総合健康相談	回 数	49回	49回		
		延べ人数	1,193人	1,080人		
	重点健康相談	回 数	18回	19回		
		延べ人数	77人	63人		
			50回	1,100人	19回	70人

(3) 訪問指導

保健指導が必要な方及びその家族に対し、保健師等が家庭訪問し、健康の保持増進と心身機能の低下の防止のために保健指導を行いました。

健診結果に基づく受診勧奨や保健指導を通して、疾病予防や早期発見につなぐことが必要です。

区 分	(年間延べ人数)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み
要指導者に対する訪問指導	253人	94人	75人
その他	2人	16人	10人

(4) 健康診査

がんの早期発見・早期治療と、心臓病及び脳卒中などの生活習慣病を予防するために健康診査を実施しました。

市民一人ひとりの疾病予防や早期発見、早期治療のために必要です。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み
米子市健康診査 (*1)	対象者(人)	1,956人	2,025人	2,000人
	受診者数(人)	308人	279人	340人
	受診率(%)	18.5%	13.8%	17.0%
胃がん検診	対象者(人)	42,442人	44,119人	44,119人
	受診者数(人)	12,431人	12,177人	12,340人
	受診率(%)	29.3%	27.6%	28.0%
肺がん検診	対象者(人)	42,442人	44,119人	44,119人
	受診者数(人)	8,926人	8,907人	9,090人
	受診率(%)	21.0%	20.2%	20.6%
大腸がん検診	対象者(人)	42,442人	44,119人	44,119人
	受診者数(人)	12,986人	12,065人	12,200人
	受診率(%)	30.6%	27.3%	27.7%
子宮頸がん検診	対象者(人)	32,100人	32,218人	32,218人
	受診者数(人)	7,938人	7,826人	7,770人
	受診率(%)	24.7%	24.3%	24.1%
乳がん検診 (2年に1回の受診)	対象者(人)	27,227人	27,725人	27,725人
	受診者数(人)	4,627人	4,234人	4,450人
	受診率(%)	17.0%	15.3%	16.0%
歯周病検診 (40・50・60・70歳)	対象者(人)	7,795人	7,164人	7,467人
	受診者数(人)	131人	135人	130人
	受診率(%)	1.7%	1.9%	1.7%

*1 平成20年度から生活保護者等を対象に米子市健康診査として実施

(5) 特定健康診査・特定保健指導

40歳～74歳までの国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査を実施しました。

心臓病や脳卒中等の原因となる生活習慣病を予防するために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。

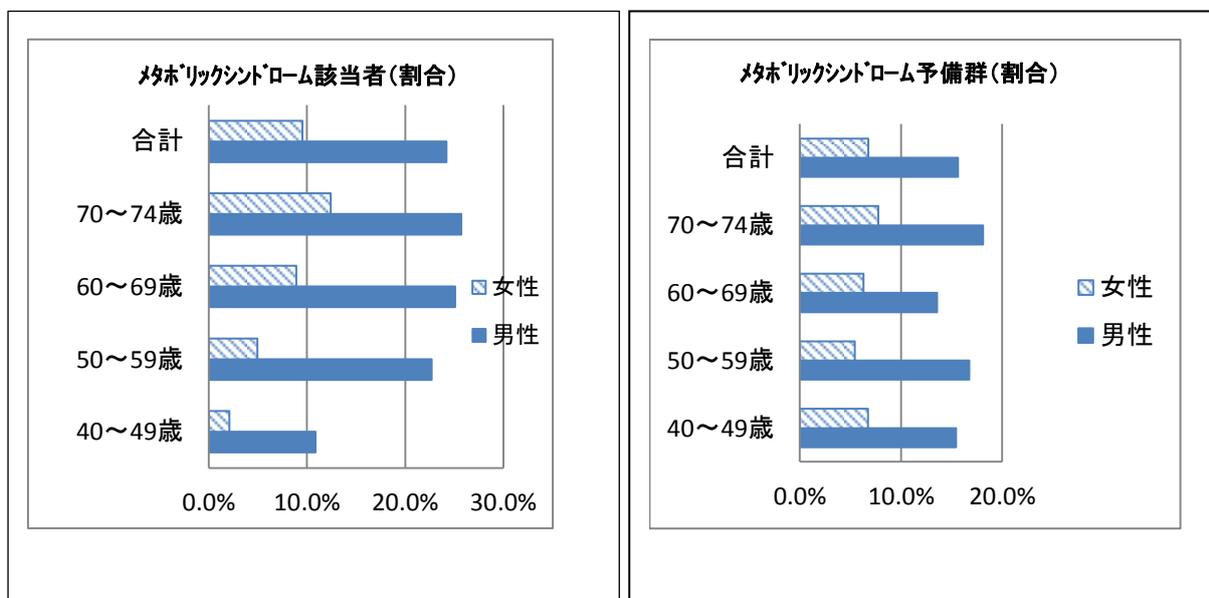
生活習慣病は内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因するものであり、肥満に加え高血糖、高血圧、脂質異常等の状態が続くと、脳血管疾患、虚血性心疾患の発症率が高くなります。

そして、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームと判定された方及び予備群の方に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善の指導を行うことにより、生活習慣病の予防を図る目的で特定保健指導を実施しています。

また、その他の方に対しては、健康情報の提供や健康相談、家庭訪問等を行い、健康診査後の保健指導を行いました。

平成27年度の特定健康診査の結果をしてみると、メタボリックシンドローム該当者は高齢になるほど増えており全体では16.8%、メタボリックシンドローム予備軍は全体では11.0%となっています。両方合わせると27.8%になり、3～4人に1人がメタボリックシンドロームと判定されています。

生涯にわたって健康で過ごしていくため、さらなる健診受診や保健指導の利用が必要です。



区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み
特定健康診査	対象者（人）	25,882人	25,187人	24,000人
	受診者数（人）	7,640人	7,267人	8,000人
	受診率（％）	29.5%	28.8%	33.3%
特定保健指導 積極的支援	対象者（人）	120人	123人	135人
	実施者数（人）	12人	11人	15人
	実施率（％）	10.0%	8.9%	11.1%
特定保健指導 動機づけ支援	対象者（人）	586人	554人	614人
	実施者数（人）	115人	111人	135人
	実施率（％）	19.6%	20.0%	22.0%

（6）後期高齢者の健康診査

75歳以上の後期高齢者医療の加入者に対し、後期高齢者健康診査を実施し、健康診査の結果により健康情報の提供や健康相談を行いました。

生涯健やかに安心して過ごしていただくため、受診することが必要です。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 見込み
後期高齢者 健康診査	対象者（人）	20,200人	20,695人	21,194人
	受診者数（人）	6,329人	6,084人	6,850人
	受診率（％）	31.3%	29.4%	32.3%

2 高齢者福祉事業

(1) 介護者等住宅改良費助成事業

非課税世帯の要介護者又は要支援者を対象に、自宅で快適な生活を送れるよう住宅整備の助成事業を行いました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)
助成件数	0件	3件	3件
支出金額	0円	968,000円	968,000円

(2) 軽度生活援助事業

在宅の独居で非課税世帯を対象に簡易な家事をシルバー人材センターに委託し、要介護者などの自立した生活の支援を行いました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)
利用人数	123人	149人	160人
利用回数	556回	581回	600回
支出金額	938,400円	975,800円	975,800円

(3) はり・きゅうマッサージ施術費助成事業

70歳以上の非課税世帯の高齢者の方を対象に、はり・灸・マッサージ施術費の一部を助成しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)
助成人数	36人	33人	35人
支出金額	223,200円	195,300円	195,300円

(4) 緊急通報装置設置数

要介護2以上の独居非課税高齢者の方を対象に、緊急通報装置の貸出を行いました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)
新規	2台	0台	2台
継続	111台	100台	100台
支出金額	81,000	56,160円	56,160円

(5) 在宅要介護者家族介護慰労金支給事業

非課税世帯の方で、要介護4・5の方を1年以上在宅で介護しており、かつ過去1年間に介護サービスを利用していない方を対象に慰労金を支給しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
受給人数	1人	1人	1人
支出金額	100,000円	100,000円	100,000円

（6）家族介護用品助成事業

非課税世帯で要介護4,5の方の紙おむつなど、介護用品を購入できる介護クーポン券の支給を行いました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
助成人数	88人	97人	100人
支出金額	4,509,281円	5,038,126円	5,038,126円

（7）徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症高齢者の方の外出行動に対応するため専用の端末機を携帯していただき、所在が不明になった場合の早期発見による事故防止を図る等の支援をしました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
延利用者数（人）	4人	3人	5人
支出金額	31,431円	46,682円	46,682円

（8）生活支援施設

高齢等により居宅において生活することに不安のある方に対して住居を提供し、各種相談・助言及び交流を図るための場を設定し、安心して生活できるよう支援しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
利用人数	38人	38人	40人
支出金額	21,254,000円	21,254,000円	21,254,000円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
高齢者生活援助員派遣住宅(シルバーハウジング)	49世帯	49世帯	49世帯
支出金額	7,359,615円	7,408,000円	7,408,000円

3 社会参加支援の推進

(1) 高齢者の生きがいづくりの推進

老人福祉センターや老人憩の家等で、陶芸・木彫・書道等の趣味の教室を開催しました。また老人クラブの活動や、地区で開催される敬老事業に対して助成を行いました。

【利用者数等の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
米子市老人福祉センター （利用件数）	35,525件	34,683件	35,000件
淀江老人福祉センター （利用件数）	3,052件	2,900件	2,900件
弓浜地域老人福祉センター （利用件数）	2,137件	6,758件	4,740件
米子市老人憩の家 （利用件数）	15,457件	2,907件	3,000件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
老人クラブ助成数	96	89	89
支出金額	4,309,400円	4,042,000円	4,042,000円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
陶芸・木彫等趣味の教室 ふれあいの里、米子市老人憩いの家、河崎陶芸作業所 （会員数）	138人	130人	129人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
敬老事業補助（対象人数）	17,170人	17,353人	18,434人
支出金額	12,019,000円	12,124,700円	12,124,700円

(2) 高齢者の就労促進

シルバー人材センターにおいて、おおむね60歳以上の方が会員登録し、個人の技能や経験に応じて、地域の臨時的・短期的な業務に従事しています。

【会員数等の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
シルバー人材センター会員数	766人	797人	820人

(3) 高齢者の外出促進

福祉団体やおおむね60歳以上で構成される団体を利用対象とし、米子市社会福祉協議会に委託して老人福祉バスの運営を行っています。

【利用者数等の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
老人福祉バス運行	259	247	250
利用者数	5,365人	4,834人	4,900人
支出金額	3,930,000円	4,196,110円	3,930,000円

4 認知症施策の推進

(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発

① 認知症サポーター養成講座

認知症に対する偏見を無くすために地域の集まりや民間企業等に積極的に出かけて講座を実施し、多くの認知症サポーターを養成しました。また、小中高等学校や専門学校で、認知症高齢者にかかる紙芝居等を活用しながら、若い世代の支え手となるキッズサポーターとして、学校教育の段階から認知症への理解を深める講座を実施し、幅広い世代に向けた啓発に取り組んでいます。

【認知症サポーター講座受講者数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
実績値	2,116人	1,852人	2,000人

② 認知症サポートリーダー

地域での見守りや認知症の人を支援するボランティアに活動していただける、認知症サポートリーダーのスキルアップを図るため、平成27年度に弓浜地域のリーダーを対象として研修を実施しました。

③ 啓発事業

市報やホームページはもとより、地域の集会や行事、地区サロンなどあらゆる機会を捉えて、認知症への理解に対する啓発に努めました。

(2) 認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等の提供

① 認知症早期発見・対応

地域包括支援センター等が、本人やその家族の思いに寄り添いながら支援する中で、相談窓口や公民館祭、イベント等でタッチパネル検査（物忘れ相談プログラム）、生活支援アンケート等を実施しました。

【アプローチ数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
人 数	596人	496人	490人

【専門医療機関受診者数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
人 数	35人	71人	40人

② 認知症地域支援推進員の配置

認知症高齢者を地域包括支援センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関に繋ぐコーディネーターや、認知症の人やその家族への相談支援等を行なう認知症地域支援推進員を配置しました。

【認知症地域支援推進員数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
人 数	2人	2人	2人

③ 認知症ケアパス

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法や、どの様な支援を受けることができるのかを早めに理解するために、その流れを示す認知症ケアパスを平成29年度に作成しました。

④ 認知症サポートチーム（認知症初期集中支援チーム）

医療・介護の専門職が家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、生活の支援をしていく「認知症サポートチーム」を平成29年8月に配置しました。

⑤ 認知症予防事業

通所型介護予防事業に加えて認知症予防プログラムのサービスを実施し、運動機能向上を中心に個々のニーズにあった予防サービスを提供し、自宅での生活リズムの改善を図りました。なお、通所型介護予防事業以外にも、広く市報で募集した「認知症予防プログラム」教室や、「認知症予防リーダー養成講座」も認知症の人と家族の会への委託により実施しました。

【認知症予防プログラム利用者数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
人 数	97人	65人	70人

(3) 若年の認知症施策の強化

「認知症サポーター養成講座」での受講内容に、若年性認知症の内容を取り入れ、正しい理解を進めています。また、認知症カフェでの相談支援や、県の設置する「若年認知症サポートセンター」とも連携をとりながら支援を行いました。

(4) 認知症の人の介護者への支援

① 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、気軽に相談できたり、認知症への理解を広めたりする場を拡充するため、団体・法人に働きかけるなどして、各圏域に「認知症カフェ」を設置できるよう、立ち上げ支援を行いました。

【認知症カフェ設置数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
設置数	10か所	10か所	13か所

② 認知症の人を介護する家族の集い

認知症に関することや、介護の悩みを話す場の「認知症の人を介護する家族の集い」を広報よなご等で周知しました。

(5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

① 認知症行方不明者の搜索模擬訓練

地域の理解を得ながら、「認知症行方不明者の搜索模擬訓練」を実施しました。

【認知症行方不明者の搜索模擬訓練実施地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地区名	永江地区（3回目）、 車尾地区	五千石地区、 住吉地区	県地区

※27年度以前に実施した地区：和田地区、尚徳地区、永江地区

② 認知症高齢者等サポート関係者会議

認知症等による行方不明者の早期発見や事件・事故の防止に向け、関係者による搜索等のための連携体制の構築を推進するため、県全体での会議に参画し広域的な連携を確認しました。

③ 認知症高齢者等事前登録制度

平成29年度から「認知症高齢者等事前登録制度」をスタートし、米子警察署と情報を共有することで高齢者をサポートするネットワークを推進しました。

5 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・促進

判断能力の不十分な高齢者、障がい者の権利侵害や成年後見制度の利用等、さまざまな権利擁護に関する総合相談窓口である「西部後見サポートセンター」の運営を鳥取県及び西部地域9市町村で支援し、運営法人に対する業務委託費の増額により人員体制の強化を行いました。

成年後見を申し立てる親族のいない高齢者や障がい者に対しては、成年後見市長申立を行い、対象者の権利を擁護し、尊厳保持に資することで、地域での安心した生活を継続して営めるように努めました。

市民後見人の養成・育成を図るため、西部後見サポートセンターを運営する一般社団法人権利擁護ネットワークほうきに委託し、市民後見人養成講座を開催するとともに、研修終了後の活動に対しても必要に応じて相談・助言及び活動の場の確保を行いました。

著しい判断能力の低下にまでは至っていないものの、介護や福祉サービスの手続き方法が分からない、あるいは、金銭管理等に不安のある高齢者については、米子市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を紹介するなど、日常生活を支援しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
成年後見相談件数	653件	664件	700件

6 高齢者虐待の防止

(1) 地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターが中心となり、民生児童委員や介護サービス事業所、医療機関等と連携して、高齢者虐待防止ネットワークの構築に取り組みました。

鳥取県の高齢者権利擁護相談支援事業を活用して弁護士等の専門職派遣によるケース会議の開催や、各種研修会を通して職員の対応力の向上を図りました。

介護負担や経済的困窮に起因する虐待を未然に防止するため、地域包括支援センターを主な窓口として擁護者からの相談を受け付け、指導と助言を行いました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
虐待に関する相談件数（※）	178件	118件	120件

※地域包括支援センターが受け付けた相談の延べ件数

（2）消費生活相談室との連携

高齢者の消費者被害を未然に防止するため、米子市消費生活相談室と緊密に連携し、地域包括支援センターを通じて地域への啓発活動に努めました。

7 介護予防の推進

以下の（1）～（4）の取り組みは、フレイル（※）予防の要素を含んでいます。

※フレイル・・・加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。日本老年医学会が2014年に提唱した。

（1）健康づくり・地域サポーター

介護予防の普及を目的に、市内各地区において地域サポーターを養成し、「よなGO!GO!体操」や「すこやかオーラル体操」等の介護予防体操の普及や、各地区で運動する機会を増やす活動を行いました。

【地域サポーター数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画人数	360人	370人	380人
実績人数	306人	294人	287人

（2）介護予防地域活動支援（介護予防地区健康講座等）

介護予防に関する知識や新しい情報などをたくさんの方に伝え、理解していただけるよう公民館や地域包括支援センターと連携しながら健康講座等の開催を支援しました。

【地域活動支援回数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画回数	220回	240回	260回
実績回数	300回	251回	270回

【地域活動支援対象者数（延べ）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画人数	5,200人	5,400人	5,600人
実績人数	6,084人	4,991人	5,600人

(3) 健康づくり・やって未来や塾

健康づくり・地域サポーターを中心に、地域で運動できる拠点づくりに取り組んでいます。

また、リハビリテーション専門職による活動支援も行っており、より介護予防の取組を強化しています。

【自主運動サークル活動数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画数	27ヶ所	30ヶ所	33ヶ所
実績数	23ヶ所	26ヶ所	27ヶ所

(4) 通所型運動機能向上事業（がいなみっく予防トレーニング）及び通所型介護予防事業

年々利用者数が増えており、これは個々の介護予防に対する意識が高まっているのではないかと考えます。利用者の拡大とともに、事業終了後も運動継続につながるよう事業所との連携や地域活動への移行などを図っています。なお、通所型介護予防事業は平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、介護予防ケアマネジメントをすることで、より自立を促していくこととしています。

その他、運動機器を開放し、利用者自身がメニューを考えて運動することで、自主的な運動習慣に繋げることを目的にした「ふらっと運動体験」、自力での買物が困難になってきた高齢者に対し、自立した生活の維持を目的とした買物支援と運動プログラムを併せた「ショッピングリハビリ」も行いました。

【がいなみっく予防トレーニング利用者数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画人数	700人	800人	900人
実績人数	619人	632人	700人

【ふらっと、運動体験!!利用者延べ人数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
実績人数	1,580人	2,416人	3,900人

【通所型介護予防事業利用者数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画人数	400人	500人	600人
実績人数	329人		

【ショッピングリハビリ利用者数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
実績人数	23人	46人	60人

8 地域包括ケアの推進

（1）高齢者を地域全体で支えるための体制整備

① 地域の社会資源及び住民ニーズの把握

医療機関や介護事業所はもとより、高齢者の生活支援等を行う社会資源である、自治会等の地域組織、ボランティア、NPO、民間事業者等のインフォーマルサービスについて、市と地域包括支援センターで把握に努めました。

一方、地域の高齢者の心身や生活状況を把握するために実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」等の結果を分析し、ニーズの把握を行いました。

② 社会資源を構成する多職種関係機関のネットワーク化

地域における高齢者の支援に関する多様な専門職や組織などが一緒になって、地域の支え合いを発展させ、社会資源開発などを含む地域づくりを実質的に進める場である「協議体」の設置には至っていませんでした。

③ 圏域地域ケア会議の開催及び総合的な相談の実施

地域包括支援センターが担当圏域内の地域ケア会議を開催し、個別ケースにおいて適切なサービス利用や自立支援の方策等を関係職種とともに協議しました。

一方、地域の高齢者を取り巻く諸問題や支え合いをテーマに、地域での課題解決を図るための地域ケア会議である「まちケア会議」を開催し、地域住民・関係機関等の連携を図るとともに、地域にある既存の地域福祉や地域防災等の会議への参画も進めました。

また、地域包括支援センターは、地域における高齢者の総合相談窓口であり、配置されている介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が相談内容に応じた適切なサービス利用に繋げる連絡調整を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)
個別ケース地域ケア会議・まちケア会議開催回数	59回	45回	70回
総合相談件数	45,539件	49,603件	50,000件

④ 市地域ケア会議における地域での課題の解決・総合調整

圏域地域ケア会議から浮き彫りになった生活支援やサロン活動、一人暮らし高齢者・高齢者世帯への支援等に関する地域課題について、市の地域ケア会議である「がいなケア会議」で協議しました。これらを市全体の課題として捉え、委員相互で共通認識を図るとともに、改善・解決に向けて市の政策化への可能性を議論し、該当する市の関連部署に繋げて協議を行っています。

また、市域を担当する第一層に「生活支援コーディネーター」を配置しており、地域課題の実態を把握し、生活支援や介護予防活動等の提供体制の調整を図りました。

(2) 在宅医療・介護の連携推進

① 在宅医療の一層の周知

西部医師会や薬剤師会等と連携し、平成25年度から毎年開催している「在宅医療推進フォーラム」や各公民館等での講座により、在宅医療の啓発に努めています。また、エンディングノート「もしものときの安心手帳」の配布で、一層の推進を図っています。

② 医療・介護等の関係職種間の顔が見える関係づくり

西部ケア研究会や統一的なケアマネシート等、地域の資源を活用しながらネットワークを構築していきます。なお、西部医師会と連携するにあたり、二次医療圏である西部9市町村や県との意見交換会をもち、効果的な実施方法の検討を重ねています。

③ 在宅の要介護の高齢者を支援する介護サービスの活用

24時間対応可能なサービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知普及のため、ケアマネジャーや西部医師会等への広報を実施しました。また、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業所の運営環境の改善のため、人員基準の緩和について鳥取県を通じ国へ要望を行いました。

(3) 地域包括支援センターの機能強化

近年の地域包括支援センター業務は、平成28年度から開始した総合事業による介護予防ケアマネジメント業務量の増加をはじめ、支援困難事例の複雑化・問題解決までの長期化、地域ケア会議の企画・運営等、負担が増大していることは明らかで、平成27年度から実施している、地域包括支援センター業務の自己評価の詳細

をみると、多岐にわたる地域包括支援センター業務の一部に支障が出始めている状況が分かります。

介護保険法では「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」に係る事業が位置づけられ、地域包括ケアシステム構築に向けた市の取組と合わせ、地域包括支援センターにおいても、これらの事業に関し、関係機関と十分に連携していくことが必要です。

このため、中長期的な視点から、総合相談や権利擁護など地域の身近な窓口としての役割、介護予防ケアマネジメント業務、認知症初期集中支援チーム員業務、地域ケア会議の実施等、地域における地域包括ケアシステムの取組を推進する中核的機関として位置づけ、体制強化に向けた検討を進めました。

① 適切な人員体制の確保

担当圏域の高齢者数に応じ、業務量と役割に応じた人員体制を確保するため、職員配置基準を緩和しました。（平成27年度までは担当圏域の高齢者1,000人につき職員1人の配置としていたところ、平成28年度から、同950人に1人としました。）

センター職員の資質の向上をめざし、認知症や虐待対応、地域包括ケア等の研修機会を設けているほか、薬剤師会との意見交換会等、これまでに関わりが希薄であった他職種との連携に向けた新しい取組も始めています。

② 担当圏域ごとの目標等の設定

地域の実情や課題を踏まえた具体的な運営方針、目標、業務実施計画を設定し、行政との一体性や緊密性を図りながら適切な運営に努めました。

③ 効果的なセンター運営の継続に向けて

センター自らが業務について点検するため、「業務自己評価」を実施するとともに、市はセンターに対する定期的なヒアリングを通して、運営や活動に対する点検、課題の検証を行いました。

医療・介護等の専門職や市民で組織する「地域包括支援センター運営協議会」において、センターの業務実績や計画、運営状況、自己評価等について意見を伺い、市ホームページで公表しました。

（4）支え合いの地域づくりへの支援

① 健康づくり・介護予防への参加

健康や介護予防への関心を高め、健康・体力の維持増進や予防に向けた一人ひとりの主体的な取組の必要性について、各種イベント等にて説明するなど啓発に取り組みました。

「やって未来や塾」や「サロン」など地域での自主的な取組を支援するとともに、地域で活動する人材の発掘・育成を推進しました。

② 高齢者が気軽に集える「場」の充実

仲間づくりや閉じこもり防止等のために活動する「ふれあい・いきいきサロン」は、米子市社会福祉協議会が立ち上げ支援等をしており、市としても生活支援コーディネーターが中心となって積極的に「サロン」に参加し、高齢者の一層の参加につながるよう周知を図るとともに、内容の充実に向けた支援に取り組みました。

小規模多機能型居宅介護事業所の選定にあたっては、地域交流スペースが十分に確保されているか、地域交流の計画はどのようなか等、利用者と地域住民との交流を重視しました。また、既に事業を実施している事業所に対しては、運営推進会議等の場で、地域交流を積極的に行うよう指導しました。

③ 介護支援ボランティア制度の拡充

高齢者が、ポイントを貯めることを楽しみながらボランティア活動を行い、自らの介護予防や社会参加、地域づくりに取り組めるよう介護支援ボランティア制度を通じて多様な活動の場を提供しています。

【介護支援ボランティア登録者数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)
計 画 数	60人	70人	80人
実 績 数	64人	89人	95人

④ 地域の福祉資源の創出とネットワークづくりの推進

高齢者の多様化するニーズに対応していくため、米子市社会福祉協議会に「地域福祉コーディネーター」を配置し、買物困難者へのアンケート等を通じ、生活に密着した地域課題の把握・共有、さらに課題解決の支援に取り組みました。

⑤ 避難行動要支援者支援の推進

災害時要援護者登録を推進するため、平成26年4月から平成28年8月まで市内全地区を巡回し、登録申請を受理してきました。平成28年度末には延べ3,254人の登録があり、引き続き広報等での周知を図りながら、登録申請の勧奨に努めます。

また、避難支援プランに基づき、災害発生時に避難等が困難な高齢者等の避難行動要支援者への支援が円滑に行われる環境を整備するとともに、自助・互助・共助・公助の役割分担と一層の連携により、避難行動要支援者支援体制の整備を図りました。

⑥ 民生委員の訪問活動

一人暮らし高齢者等を民生委員が訪問し、高齢者の状況を確認するとともに民生委員とのつながりをつくり、必要に応じて地域包括支援センター等と連携して、見守りや支援活動に繋がっています。平成29年度は単身高齢者や高齢者のみの世帯に対する支援の基礎資料とすべく高齢者実態調査に取り組みました。

⑦ 事業者等との連携による見守り

中山間集落見守り活動に関する協定書に基づき締結した、事業者等からの通報により、市が警察等と連携して安否確認や緊急対応を行ないました。

9 介護保険料の収納状況

(1) 第1号被保険者の介護保険料収納状況

平成26年度

(単位：円)

	現年賦課分	特別徴収	普通徴収	滞納繰越分
調定額	2,595,819,300	2,316,836,000	278,983,300	70,246,490
収入額	2,560,753,650	2,318,883,300	241,870,350	13,472,700
還付未済額	2,219,800	2,047,300	172,500	0
繰越額	37,285,450	0	37,285,450	33,683,350
不納欠損額	0	0	0	15,890,500
即時不納額 (執行停止額)	0	0	0	7,199,940
収納率(%)	98.6%	100.0%	86.6%	19.2%

平成27年度

(単位：円)

	現年賦課分	特別徴収	普通徴収	滞納繰越分
調定額	3,001,182,700	2,699,344,300	301,838,400	70,891,200
収入額	2,962,311,350	2,700,502,800	261,808,550	13,635,550
還付未済額	1,228,400	1,158,500	69,900	16,300
繰越額	40,099,750	0	40,099,750	29,707,250
不納欠損額	0	0	0	16,042,400
即時不納額 (執行停止額)	0	0	0	11,522,300
収納率(%)	98.7%	100.0%	86.7%	19.2%

平成28年度

(単位：円)

	現年賦課分	特別徴収	普通徴収	滞納繰越分
調定額	3,073,035,500	2,767,859,300	305,176,200	69,640,500
収入額	3,041,299,850	2,770,168,300	271,131,550	15,626,900
還付未済額	2,764,600	2,309,000	455,600	8,800
繰越額	34,400,250	0	34,400,250	26,937,000
不納欠損額	0	0	0	14,034,300
即時不納額 (執行停止額)	0	0	0	13,051,100
収納率(%)	98.9%	100.0%	88.7%	22.4%

※ 計算方法

○ 調定額－(収入額－還付未済額)－不納欠損額＝繰越額

○ 収納率＝(収入額－還付未済額)／調定額

○ 旧年度繰越額≠新年度滞納繰越分調定額は、滞納繰越分還付金を新年度償還金で還付しているため

10 介護保険サービスの基盤整備

第6期計画期間において、次のとおり介護サービス事業所の事業所整備を行いました。

平成27年度

事業所種別	施設数	生活圏域（中学校区）
（介護予防） 小規模多機能型居宅介護	1	箕蚊屋

平成28年度

事業所種別	施設数	生活圏域（中学校区）
（介護予防） 認知症対応型共同生活介護	3	淀江、福生、箕蚊屋
地域密着型老人福祉施設	1	福米
（介護予防） 小規模多機能型居宅介護	2	福米、弓ヶ浜

平成29年度

事業所種別	施設数	生活圏域（中学校区）
（介護予防） 小規模多機能型居宅介護	1	弓ヶ浜

※ 年度は、事業所の事業決定をした時期であり、事業所開設年度とは異なります。

◆日常生活圏域別の在宅系地域密着型サービス事業所の基盤整備の状況

(平成29年11月現在)

単位：事業所数（右下定員数）

生活圏域 (中学校 区)	定期巡回・ 随時対応型	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模 多機能居宅 介護	合 計
東 山 (定員数)			1 (12)	2 (50)		3 (62)
湊 山 (定員数)	1		1 (12)	1 (25)	1 (25)	4 (62)
後藤ヶ丘 (定員数)				1 (25)	1 (25)	2 (50)
加 茂 (定員数)	2		1 (12)		1 (29)	4 (41)
福 生 (定員数)		1		1 (15)		2 (15)
福 米 (定員数)			2 (24)	1 (25)		3 (49)
美 保 (定員数)			2 (24)		1 (29)	3 (53)
弓ヶ浜 (定員数)			1 (10)	2 (58)		3 (68)
尚 徳 (定員数)	1		1 (12)	1 (29)		3 (41)
箕蚊屋 (定員数)				1 (29)		1 (29)
淀 江 (定員数)	1					1
合 計 (定員数)	5		9 (106)	10 (256)	4 (108)	29 (470)

◆日常生活圏域別の既存入所系事業所の基盤整備の状況

(平成29年11月現在：整備中含む)

単位：事業所数（右下定員数）

生活圏域 (中学校区)	地域密着型サービス		広域型			合計①	住宅型有 料老人ホ ーム	サービ ス付 き高 齢者 向け 住 宅	高有 償 高 専 賃	ケア ハウ ス等	合計②	合計 (①+②)
	認知症 対応 型共 同 生 活 介 護	地域 密着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設	介 護 老 人 福 祉 施 設	介 護 老 人 保 健 施 設	介 護 付 き 有 料 老 人 ホ ー ム							
東 山 (定員数)	2 (18)			1 (28)		3 (46)	2 (83)				2 (83)	5 (129)
湊 山 (定員数)	1 (9)		1 (30)	1 (24)		3 (63)	2 (35)	2 (131)			4 (166)	7 (229)
後藤ヶ丘 (定員数)	2 (27)		1 (74)	1 (100)	1 (63)	5 (264)		3 (160)		1 (60)	4 (220)	9 (484)
加 茂 (定員数)	3 (45)			1 (89)	1 (114)	5 (248)		1 (102)	1 (16)		2 (118)	7 (366)
福 生 (定員数)	2 (36)	1 (20)	1 (80)		2 (153)	6 (289)		1 (65)	1 (27)		2 (92)	8 (381)
福 米 (定員数)	2 (27)	1 (29)		1 (80)	1 (47)	6 (192)		4 (177)			4 (177)	9 (360)
美 保 (定員数)	1 (18)		1 (74)	1 (70)		3 (162)				1 (50)	1 (50)	4 (212)
弓ヶ浜 (定員数)	4 (54)			1 (95)	1 (48)	6 (197)	2 (109)				2 (109)	8 (306)
尚 徳 (定員数)	1 (27)	1 (24)	1 (80)	3 (169)	1 (50)	7 (350)	1 (10)		1 (24)	1 (50)	3 (84)	10 (434)
箕蚊屋 (定員数)	2 (36)		1 (84)			3 (120)	1				1	4 (120)
淀 江 (定員数)	2 (36)		1 (74)	2 (96)	1 (60)	6 (266)	2 (53)	1 (45)	1 (60)	1 (20)	5 (178)	11 (444)
合 計 (定員数)	22 (333)	3 (73)	7 (496)	12 (751)	8 (535)	52 (2,188)	10 (290)	12 (680)	4 (127)	4 (180)	30 (1,277)	82 (3,465)

第2章 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の推進

1 生きがいづくりの推進

(1) 生きがいづくり・仲間づくりの推進

市内3か所にある老人福祉センター、公民館等で各種の趣味や教養の講座、健康教室を開催し、生きがいづくり・健康の増進を図っていきます。より多くの方が積極的に参加できるよう、各地域のニーズに応じた内容及び実施回数の充実に努めます。

また、閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促進するために、福祉バスの運行を継続し、地域の高齢者同士の交流が図れるようなレクリエーションや行事への参加を支援していきます。

(2) 元気な高齢者の社会参画の促進

地域の高齢者の自主的な組織である老人クラブが行うボランティア等の活動を助成することにより、高齢者の社会参加の促進を図っています。地域住民と疎遠になりがちな高齢者が老人クラブに加入することにより、孤立化の解消などにつながるため、誰もが気軽に参加できるような活動を支援していきます。また、各老人クラブの活動内容の充実と活性化を目指し、クラブ間の交流を推進していきます。

介護支援ボランティア事業の実施により、高齢者の社会参加を支援し、また、介護施設でのボランティア活動を通して、生きがいづくり及び介護予防の促進を図っています。引き続き、より多くの高齢者に参加してもらうよう制度の周知に努めます。

技能や経験を生かして社会参加を希望する高齢者の就労機会を増やすために、シルバー人材センターを積極的に活用し、高齢者の雇用の拡大、生きがい増進に努めます。

2 地域で支え合うしくみづくりの推進

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安全・安心に暮らし続けていけるよう、健康や予防への関心を高め、健康・体力の維持増進や予防に向けた一人ひとりの主体的な取組を促すとともに、「やって未来や塾」や「サロン」など地域での自主的な活動を支援し、ニーズにあった地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

高齢者の多様化するニーズにきめ細やかに対応していくため、「地域福祉コーディネーター」を米子市社会福祉協議会へ配置して地域の課題を把握・共有し、地域の福祉的資源の創出やネットワーク化、地域人材の発掘・育成、ニーズのマッチングを図

り、支え合いの地域づくりを推進します。

また、既存の地域活動の強化や地域の課題を解決するための新たな住民活動の創出、一人暮らし高齢者や認知症の方などを見守るネットワークづくりを推進していくために、地域の団体や事業者、関係機関など様々な社会資源と協働して福祉のまちづくり・人づくりを進めるとともに、多様な活動を支援する関係部署と連携・協力して取り組みます。

第3章 安心して暮らせる福祉の充実

1 福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支援するサービスの充実

① 軽度生活援助サービス

家事などが困難な在宅の一人暮らしの高齢者で非課税世帯の方を対象に、簡易な家事をシルバー人材センターに委託し、要介護者などの自立した生活を支援します。

② 家族介護者慰労金支給事業

要介護4又は5と認定され、過去1年間に介護保険のサービスの利用がない高齢者を、在宅で1年以上介護している非課税世帯を対象に慰労金を支給します。

③ 家族介護用品助成事業

要介護4又は5と認定された高齢者を在宅で介護している非課税世帯を対象に、紙おむつなど介護用品の購入に利用できるクーポン券を支給します。

④ 緊急通報装置貸出事業

一人暮らし高齢者などの緊急時の対応のため、緊急通報装置の貸し出しを行います。

⑤ はり・灸・マッサージ施術費助成

70歳以上の非課税世帯の高齢者を対象に、はり・灸・マッサージ施術費の一部を助成します。

2 在宅生活を継続できる住環境の確保

在宅生活を継続できる住環境を確保するため以下の施策を推進します。

① 住宅改修については、保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するよう努めます。

② 非課税世帯の要介護者又は要支援者を対象に、自宅で快適な生活を送ることができるよう住宅改良費助成金の支給を継続します。

③ 市営住宅を整備・改修する場合には、団地内及び住戸内において、手すりの設置や段差解消等のバリアフリー化を今後も推進していきます。

④ 在宅生活を望んでいても、持ち家がない高齢者の場合、住宅確保が難しくなる状況があります。「鳥取県あんしん賃貸支援事業」の周知を図り、賃貸借における様々な困り事・問題の解消に繋げていきます。

⑤ 見守り等が必要な高齢者を対象に、「生活支援ハウス」や「高齢者生活援助員派遣住宅（シルバーハウジング）」を事業委託しています。民間の専門的な知識・経験等を活用しながら適切な運営に努めます。

3 認知症のある人にやさしいまちづくりの推進

(1) 認知症の本人や介護家族の視点の重視

認知症のある人がその症状によって、これまで住み慣れていた地域生活が、少しずつ困難になっていく状況や、その家族が抱えている悩みや希望等について、直接話を伺う機会をつくり、できる限りその本人や家族の思いに沿った認知症施策を企画・立案していきます。

また、認知症の方が外出や買物など普段と変わらず安心して地域生活ができるようなユニバーサルデザイン（※）の視点を取り入れたまちづくりを推進していきます。

※ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方です。

① 米子市認知症施策を考える会（オレンジの会）

市の地域ケア会議の認知症施策検討部会として位置づけ、施策の充実に向け協議します。認知症の人や介護する家族の思いを施策につなげていきます。

(2) 認知症への理解を深めるための普及啓発

① 認知症サポーター養成講座

小中高等学校で、認知症高齢者にかかる紙芝居等を活用しながら、若い世代の支え手としてのキッズサポーターを養成し、学校教育の段階から認知症への理解を深める講座を実施していきます。

また、職場や専門学校、地域の集まり等に積極的に出かけて講座を実施し、多くの認知症サポーターを養成して、認知症に対する偏見を無くして、認知症の人やその家族を、地域全体で支えることができる体制の構築に努めます。

なお、平成29年度末での認知症サポーター養成講座の累計受講者数は、1万6,000人を見込んでいます。第7期計画中には累計2万2,000人の認知症サポーターが誕生するよう努めます。

【認知症サポーター養成講座受講者数計画値】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症サポーター養成講座 受講者数	18,000人	20,000人	22,000人

② 認知症サポートリーダー

地域で活動していただけるボランティアとして、今後も認知症サポートリーダーを養成するとともに、養成したサポートリーダー及び認知症サポーターが、さらに地域での見守り活動や認知症支援のボランティア活動などに参加していただける

ような働きかけを行なっています。

③ 認知症発症の危険因子を減らす生活習慣改善に向けた啓発

中年期に糖尿病・高血圧症、脂質異常症などがあると、認知症の発生率が高くなります。中年期のうちからバランスのよい食事をとること、散歩などの有酸素運動を行なうこと、社会的交流や知的活動のある生活習慣をもつことの大切さを認知症ケアパスなどに掲載し、地域の集会やサロンなどで啓発します。

(3) 認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等の提供

① 認知症サポートチーム（認知症初期集中支援チーム）

医療・介護の専門職が、家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、生活の支援をしていく「認知症サポートチーム」を配置し、早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。早期に相談していただけるようにチームの事業内容の周知や、地域包括支援センターを始めとした各相談窓口間の情報連携を図ります。

また、鳥取大学基幹型認知症疾患医療センターの専門医、鳥取県作業療法士会に協力いただき、地域包括支援センター等の認知症サポートチーム員の対応力向上のための研修会（事例検討会）を実施します。

特に診断後の暮らしの支援として、認知症の本人やその家族の暮らしそのものを支援していくという視点を医療・介護・福祉の関係者すべてがもてるように、多職種連携し検討します。また、認知症の本人がどのように暮らしたいのか、最期をどう考えているのかという視点を重視します。



【認知症サポートチーム員の対応力向上研修会の様子】

② 認知症地域支援推進員の配置

認知症高齢者を地域包括支援センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関に繋ぐコーディネーターとして重要な役割を果たしている認知症地域支援推進員を今後も継続して配置します。

③ 認知症ケアパス

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に医療や介護サービスへのアクセス方法やどの様な支援を受けることができるのかを早めに理解

し、早期に相談していただくために、その流れを示す認知症ケアパスを、自宅への訪問時や地区サロン等で配布するほか、各相談窓口に配置し、周知していきます。

(4) 若年の認知症施策の強化

① 若年性認知症に対する支援

「認知症サポーター養成講座」での受講内容に、若年性認知症の内容を取り入れ、正しい理解を進めていきます。

また、認知症カフェでの相談支援や、県の設置する「若年認知症サポートセンター」とも連携をとりながら、家族支援も含めて支援を図っていきます。

(5) 認知症の人の介護者への支援

① 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、気軽に相談できたり、認知症への理解を広めたりする場の認知症カフェを周知します。

また、ボランティアなどの地域住民が参画し、認知症地域支援推進員と連携している認知症カフェの運営を支援します。

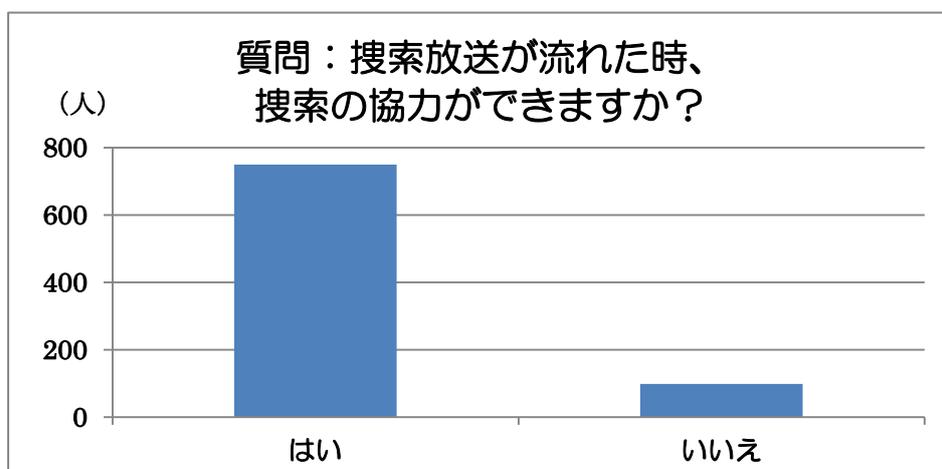
② 認知症の人を介護する家族の集い

認知症に関することや、介護の悩みを話す場の「認知症の人を介護する家族の集い」を広報よなご等で周知していきます。

(6) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

① 認知症行方不明者の搜索模擬訓練

自治会を始めとした地域組織との協同開催により、訓練の意義や有事の搜索協力体制の重要性について理解を得ながら、「認知症行方不明者の搜索模擬訓練」の実施地区を拡大していきます。また、繰り返しの訓練も実施する中で、より多くの地域住民の搜索協力への意識づけと連携体制の強化を押し進めていきます。



図表：搜索訓練後アンケートから抜粋（過去実施した7地区の集計）

② 認知症高齢者等事前登録制度

認知症等により、行方不明になるおそれのある方を希望により、事前登録しておくことで、早期発見・保護するための「認知症高齢者等事前登録制度」を継続して実施し、米子警察署と情報を共有する事で高齢者をサポートするネットワークを推進していきます。

(7) 認知症予防

① 認知症予防事業

介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスC（※）に認知症予防プログラムのサービスを加えることで、個々のニーズにあった有酸素運動や脳活性化トレーニング等のプログラムメニューを提供し自宅での生活リズムの改善を図ります。なお、通所型サービスC以外にも、「認知症予防講座」も認知症の人と家族の会への委託により実施します。

※通所型サービスC（短期集中サービス）は、状態改善の達成を目指す期限を明確に設定した上で、理学療法士・作業療法士等の専門職が、利用対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能の低下等）の状況に応じて、集中的にサービスを提供するものです。

【認知症予防プログラム利用者数計画値】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防プログラム利用者数	90人	95人	100人

② タッチパネル式 もの忘れ相談プログラム

公民館祭等の地区のイベントやサロン等で検査を受けてもらい、必要な方にその後の支援を行います。

【タッチパネル検査等の数計画値】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
タッチパネル検査等の数	440人	450人	460人

4 高齢者の権利擁護の実現

(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・促進

- ① 判断能力の不十分な高齢者・障がい者の権利侵害や成年後見制度の利用等、さまざまな権利擁護に関する総合相談窓口「西部後見サポートセンター」の業務委託を、県西部地域9市町村共同で引き続き行います。
- ② 成年後見を申し立てる親族のいない高齢者に対しては、成年後見市長申立を行うなど、必要な方に適切に制度を活用していただけるようにします。

- ③ 市民後見人の養成・育成を図るため、西部後見サポートセンターを運営する一般社団法人権利擁護ネットワークほうきに委託し市民後見人養成講座を開催するとともに、研修終了後の活動に対しても必要に応じて相談・助言等を行います。
- ④ 成年後見制度を利用するほど判断能力は低下していないが、介護や福祉サービスの手続き方法が分からない、或いは、金銭管理等に不安のある高齢者については、米子市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を活用し、日常生活を支援します。

(2) 高齢者虐待の防止

高齢者の虐待を未然に防止するため、地域包括支援センターによる情報収集を積極的に行うとともに、広報よなごや市ホームページを活用した啓発を行います。

虐待（疑いも含む）案件が発生した場合は、市・地域包括支援センター・医療介護関係者と連携して迅速に対応し、事実確認と被虐待高齢者の保護を図ります。

さらに、支援困難の案件は、鳥取県の高齢者権利擁護相談支援事業を活用して、弁護士・司法書士等の専門職派遣によるコア会議を開催し、対応方針を協議します。

また、各種研修会を通して、職員の対応力の向上を図ります。

(3) 高齢者虐待における家族支援

家族等は、虐待を行っているという自覚がないまま行為に至っている場合も多く見受けられます。

最終的に家族が抱えている様々な負担を軽減し、安定した生活が営めるように適切な助言等を行っていくため、多職種が連携して対応に当たります。

(4) 消費生活相談室との連携

高齢者の消費者被害を未然に防止するため、消費生活相談室との連携を一層緊密にするとともに、啓発活動にも努めます。

第4章 介護予防・重度化防止の取組

1 健康づくりの推進

高齢になっても、住み慣れた地域で活動的な生活をしていくためには、一人ひとりが健康づくりを自分のこととして捉え、若いうちから健康的な生活習慣を身につけることが大切です。そのためには、地区保健推進員や食生活改善推進員等による、地域でのきめ細かな活動により、生活習慣を見直すことの重要性や健康づくりに関する知識の普及に努めていき、ライフスタイルにそった主体的な健康づくりに取り組むことができるよう地域全体で推進していきます。

普及・啓発	健やかで充実した日常生活を送るために、自らが健康に積極的に関心を持ち、食生活や運動、心の健康づくりの重要性を理解し実践できるよう、あらゆる機会を利用し普及啓発に努めます。
住民組織との連携	地区保健推進員や食生活改善推進員等との連携により、きめ細やかな地区活動を展開し、生活習慣病予防の重要性や健康づくりに関する知識の普及に努めます。
健康づくりへの支援	食生活・運動・こころの健康等の取組を支援するために、実践を取り入れた健康教室の開催や、個別相談等により一人ひとりに合った健康づくりの支援を行います。

2 介護予防・重度化防止の推進

高齢者が住みなれた地域で元気に暮らし続けるためには、地域の中でお互いに助け合いながら、介護予防に携わっていくという「役割（居場所や出番）」やその中で個々の「生きがい」につながるための社会的参加の推進を図っていくことが重要であり、そのための身体機能向上維持に向けた運動継続の実践、適切な生活リズムの確立が必要となります。この活動が、健康寿命（※）の延伸＝介護予防につながると考えます。また、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった考え方を市民や事業者など地域全体で共有し、取り組んでいく必要があります。

本市においては、地域住民への啓発・意見交換、専門職間のネットワークづくり、給付適正化の観点からのケアプランチェック、地域包括支援センター等における一人ひとりの高齢者を支援する個別支援会議等を行ってきました。

今後は、自立支援、重度化防止に向け、より一層重点を置いた取組を行っていくた

め、市民や事業者等地域全体への自立支援・介護予防に関する啓発、介護予防の通いの場の充実、多職種連携による取組みの推進、地域包括支援センターの機能強化等を進めていきます。

※健康寿命；自立した生活を送り、生きがいや社会的な役割を持って元気に活動できる期間をいいます。

(1) 健康づくり地域サポーター

地域サポーターの平均年齢が高くなっており、地域によってはサポーターが少ない所もあります。若いサポーターの確保が必要となっています。

市報等で募集するとともに、サポーターから地域に声を掛け合ってサポーターが増えるよう進めていきます。

【目標計画値】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域サポーター登録人数	300人	310人	320人

(2) 介護予防地域活動支援（介護予防地区健康講座等）

介護予防に関する知識や新しい情報などをたくさんの方にお伝えし、理解していただけるよう引き続き、公民館や地域包括支援センターと連携しながら支援していきます。

【介護予防地域活動支援計画値】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援回数	280回	300回	320回
地域活動支援対象者(延べ)	5,800人	6,000人	6,200人

(3) 健康づくり・やって未来や塾

会場によっては、参加者が減ったり、活動内容がマンネリ化しているところもあることから、健康運動指導士等の専門家が活動の活性化や質の向上を図るよう支援していきます。

【健康づくり・やって未来や塾開催計画値】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自主運動サークル活動数	29ヶ所	31ヶ所	33ヶ所

(4) 通所型運動機能向上事業

① がいなみっく予防トレーニング

年々利用者数が増えており、これは個々の介護予防に対する意識が高まっているのではないかと考えます。今後は利用者の拡大とともに、事業終了後も運動継続につながるよう事業所との連携や地域活動への移行など図っていきます。また、日常生活圏ニーズ調査及び基本チェックリストでチェックし、必要な方に適切なサービスをつなげていく中で、地域でのスポーツ関係のグループやクラブに所属し運動する方も増加させていきます。

【利用者計画値】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
がいなみっく予防 トレーニング利用者数	700人	750人	800人

② ふらっと、運動体験!!

高齢者が介護を必要としない元気な時から、できる限り早く自分に合った運動を見つけ、習慣化するための体制を整備していく必要がある。

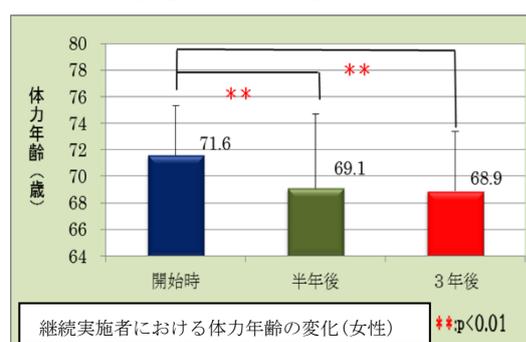
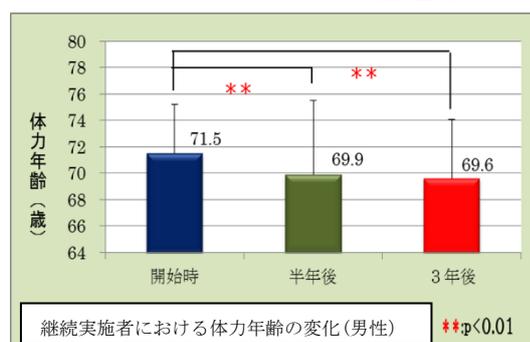
【利用者計画値】

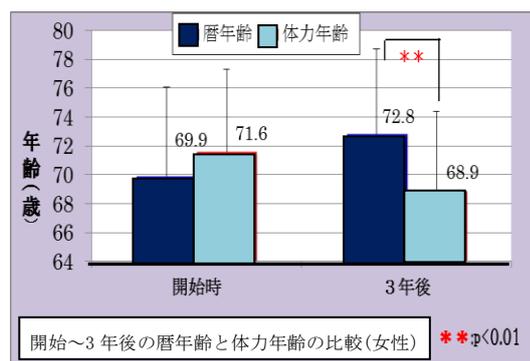
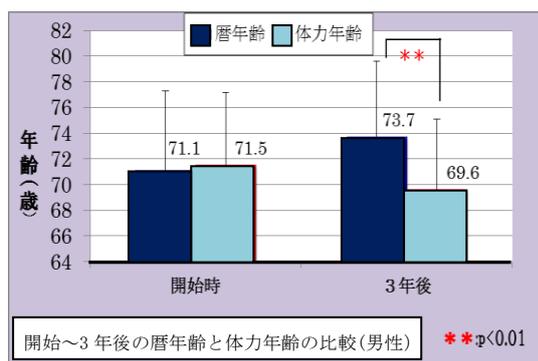
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者延べ人数	4,500人	5,000人	5,500人

(5) 介護予防事業評価分析による予防効果

平成18年から始まった介護予防を目的として立案した「よなGO!GO!体操」は、健康づくり地域サポーターや地域包括支援センターが中心となって普及を図ってきましたが、鳥取大学医学部に依頼した分析結果によりその予防効果が認められました。

対象者群として、「やって未来や塾」参加者に対し、体力測定を3年間追跡実施し、その体力年齢と暦年齢との関係を分析したところ、男女ともに開始時は暦年齢と体力年齢の差は僅差でしたが、3年後には体力年齢が男性で-4.1歳、女性で-3.9歳の開きとなって現われたことから、「よなGO!GO!体操」を3年間継続することにより、約4歳の若返り効果が得られると判明しました。



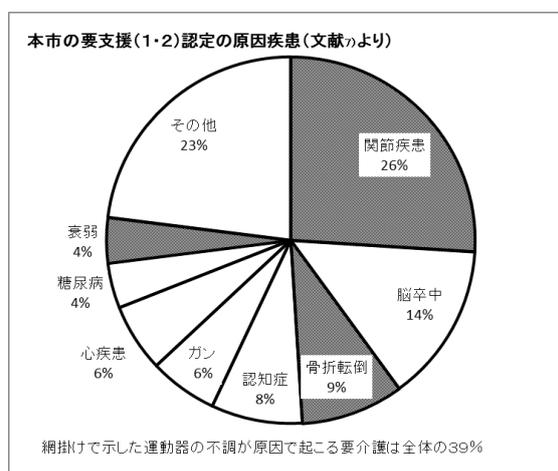
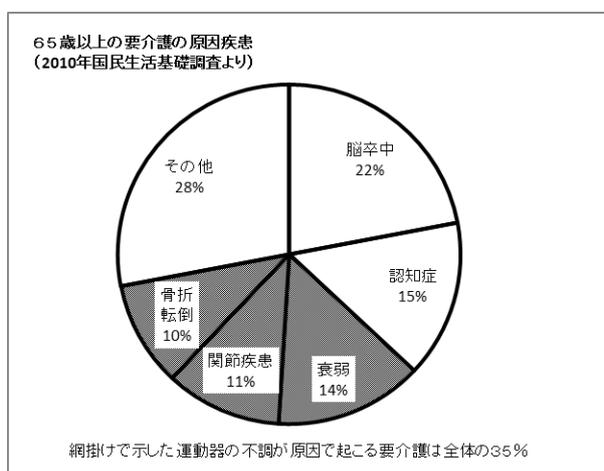


注 **p<0.01=相関割合が1%未満で出現

また、本市の要支援認定者となる要因に、整形疾患によるものが比較的多い傾向にあることから、元気なうちから運動習慣づくりに取り組み、併せて地域活動の参加等につなげる事で日常生活の充実を図ることが、有効な介護予防の実践となる事が分析により分かりました。

そして、その継続実践により将来的に要介護になる年齢を4歳程度先送りできる人が出現する可能性が示唆されたことにより、介護費用の削減への効果が期待できます。

今後、本体操の普及活動を地域での効果的な実践活動につなげていくことが必要であると考えますが、そのためには継続実践者を増やすことや、要支援者等が地域活動に参加できるようにサポーターのスキルアップや専門職との協働などについて配慮が必要と考えられます。



3 介護予防・生活支援サービス事業の推進

(1) 介護予防マネジメント

地域包括支援センターにより介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)の対象者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、必要なサービスのマネジメントを行います。地域包括支援センターは適切なアセスメントの実施、専門的な

視点からプランを作成します。なお、介護予防マネジメントは、要支援者等で予防給付によるサービスの利用がない場合について行います。

(人)

介護予防マネジメント延べ件数	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
	12,009	11,880	12,586	13,342	14,149

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

平成28年度より開始となった介護予防生活支援サービス事業は、訪問型サービスと通所型サービスに分類されています。訪問型サービスは、これまでの予防給付における訪問介護に相当するものです。通所型サービスは、これまでの予防給付における通所介護に相当するものと二次予防事業における通所型介護予防事業に相当する通所型サービスC(※)を実施しています。

※通所型サービスC・・・P74参照

(人)

利用延べ人数		平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
介護予防生活支援サービス事業費	訪問介護	32,397	38,142	39,815	41,562	43,385
	通所介護	54,688	62,890	65,649	68,529	71,535
	通所型サービスC	2,870	2,232	2,330	2,432	2,539

(3) 総合事業サービスの充実

① 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービスについては、ヘルパー等の専門職の人材不足により、必要時のサービス利用がスムーズに行えていない現状を踏まえ、掃除、買い物、ゴミ出し、洗濯等の専門職ではなくても対応できる生活支援サービスの充実を図っていきます。特にゴミ出し支援については、NPO法人等の事業所だけでなく、地域住民で支え合える仕組みを目指していきます。

この事業を通じて、住民主体で取り組むことは地域づくりに結びつき、高齢者の社会参加、生きがいくくりにもつながります。また、利用料が安価になることで給付の抑制にもなります。

通所型サービスについても、現在のままではサービスを受け入れる定員を超えてしまう状況であるため、本市独自の緩やかなサービス基準及び内容にすることで利用できる施設数を増やすなどで対応していきます。また、買い物支援についても要望が多い中、通所サービスの中でお店まで行き、自分で品物を選んで購入することができるようなサービス内容を検討していきます。

② フレイル予防の推進

現在行っている介護予防事業について、運動機能が向上するようにがいなみっく予防トレーニングやふらっと運動体験を実施しているほか、サロン等に健康運動指導士を派遣し、地域で継続的に取り組めるよう支援を行い、地域づくり及び一人ひとりの社会参加を促しており、それがフレイル予防につながっています。フレイルには栄養、口腔機能の視点が含まれており、今後、地域においてより強化していくことを目指していきます。（フレイル：P58（※）参照）

③ 地域リハビリテーション活動支援の推進

介護予防の効果的な実践方法のアドバイスや、日常生活動作（ADL）（※）及び日常生活関連動作（IADL）（※）における専門的視点からの助言等を、鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会等を始めとした各専門職種団体の協力を得ながら、サロンでの介護予防講座や地域ケア会議等、地域に専門職を派遣し、より地域でのリハビリテーションに重点をおいた生活環境を整えることを目的として取り組んでいきます。

※日常生活動作（ADL）；人が日常生活を送るために必要な着替えやトイレ、入浴などの基本的な動作を指します。

※日常生活関連動作（IADL）；日常生活動作の中で、買物や洗濯のような家事全般、交通機関の利用など、より複雑な動作を指します。

4 疾病予防の推進

米子市の死因は、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患の生活習慣病によるものが、平成20年は60.7%でしたが、平成27年は54.4%でした。

平成27年の死因を年代別にみると、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が上位を占めています。

【米子市の生活習慣病による死因割合】

(%)

	全死亡者数	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	糖尿病	高血圧性疾患	計
平成27年	1,571人	30.0	13.4	9.6	0.6	0.8	54.4
平成20年	1,459人	31.7	14.9	12.2	1.3	0.6	60.7

出典：人口動態統計

【米子市の主要死因別年代別死亡者数】

年齢階級	1位	人数	2位	人数	3位	人数
40-44	悪性新生物／自死	3	—		心疾患	1

45-49	悪性新生物	6	自死	5	脳血管疾患/不慮の事故	1
50-54	悪性新生物	9	心疾患	2	(10大死因外)	
55-59	悪性新生物	16	心疾患/脳血管疾患 /肺炎	3	—	
60-64	悪性新生物	37	心疾患	6	脳血管疾患/不慮の事故	3
65-69	悪性新生物	64	脳血管疾患	9	肺炎	7
70-74	悪性新生物	62	心疾患	19	脳血管疾患	16
75-79	悪性新生物	58	心疾患	19	脳血管疾患	11
80-84	悪性新生物	82	心疾患	28	脳血管疾患	24
85-89	悪性新生物	74	心疾患	54	脳血管疾患	25
90-94	心疾患	45	悪性新生物	43	脳血管疾患	35
95以上	老衰	62	悪性新生物	27	心疾患	26

出典：人口動態統計

生活習慣病の予防には、正しい生活習慣の確立と食生活、運動、喫煙などの生活習慣の改善や疾病の早期発見・早期治療が大切なことから、健康診査や健康教育、健康相談などを通じて生活習慣病予防を推進します。

健康教育	広く市民を対象とした健康講座や、食生活や運動等の実践を取り入れた生活習慣病予防教室を開催し、生活習慣の改善につながる健康教育を行います。
健康相談	健康づくりに関する幅広い相談や、健康診査結果等の相談を実施し、一人ひとりに合った生活習慣病への対応を行います。
健康診査	特定健康診査や後期高齢者健康診査のほか、各種がん検診等を引き続き実施し、受診率向上のため、受診券の個人通知や広報、あらゆる機会を通じての受診勧奨に努めます。 さらに、特定健康診査の結果、必要な方には、特定保健指導や健康相談、家庭訪問等により生活習慣改善のための保健指導を行います。 また、本市の受診状況や健診結果等の情報提供も行います。
訪問指導	保健指導が必要な方及びその家族に対し、保健師等が家庭訪問を実施し、生活状況を把握した上での指導を行います。

各目標値（健康教育、健康相談、訪問指導）

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
健康教育	一般健康教育	年間延べ回数	160 回	160 回	160 回
	重点健康教育	年間延べ回数	60 回	65 回	70 回
健康相談	総合健康相談	年間延べ回数	50 回	55 回	60 回
	重点健康相談	年間延べ回数	20 回	20 回	20 回
訪問指導		年間延べ人数	80 人	85 人	90 人

各目標値（健康診査）

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
米子市健康診査 (対象者 40 歳以上)	対象者数 (人) ※1)	2,000 人	2,000 人	2,000 人
	受診者数 (人)	350 人	360 人	370 人
	受診率 (%)	17.5%	18.0%	18.5%
胃がん検診 (対象者 40 歳以上)	対象者数 (人) ※2)	44,119 人	44,119 人	44,119 人
	受診者数 (人)	12,450 人	12,500 人	12,600 人
	受診率 (%)	28.2%	28.3%	28.6%
肺がん検診 (対象者 40 歳以上)	対象者数 (人) ※2)	44,119 人	44,119 人	44,119 人
	受診者数 (人)	9,300 人	9,400 人	9,500 人
	受診率 (%)	21.1%	21.3%	21.5%
大腸がん検診 (対象者 40 歳以上)	対象者数 (人) ※2)	44,119 人	44,119 人	44,119 人
	受診者数 (人)	12,500 人	12,600 人	12,700 人
	受診率 (%)	28.3%	28.6%	28.8%
子宮がん検診 (対象者 20 歳以上の女性)	対象者数 (人) ※2)	32,218 人	32,218 人	32,218 人
	受診者数 (人)	7,920 人	8,000 人	8,100 人
	受診率 (%)	24.6%	24.8%	25.1%
乳がん検診 (対象者 40 歳以上の女性)	対象者数 (人) ※2)	27,725 人	27,725 人	27,725 人
	受診者数 (人)	4,575 人	4,600 人	4,700 人
	受診率 (%)	16.5%	16.6%	17.0%
歯周疾患検診 (対象者 40・50・60・70 歳)	対象者数 (人) ※2)	7,500 人	7,500 人	7,500 人
	受診者数 (人)	140 人	150 人	160 人
	受診率 (%)	1.7%	2.0%	2.1%

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
特定健康診査	対象者数（人）※3)	24,000 人	24,000 人	24,000 人
	受診者数（人）	8,005 人	8,015 人	8,020 人
	受診率（％）	33.4%	33.4%	33.4%
特定保健指導 積極的支援	対象者数（人）※4)	135 人	135 人	135 人
	実施者数（人）	16 人	17 人	18 人
	実施率（％）	11.9%	12.6%	13.3%
特定保健指導 動機づけ支援	対象者数（人）※4)	615 人	617 人	619 人
	実施者数（人）	136 人	138 人	140 人
	実施率（％）	22.1%	22.4%	22.6%

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
後期高齢者健康診査	対象者数（人）※5)	22,000 人	22,200 人	22,400 人
	受診者数（人）	6,900 人	7,000 人	7,100 人
	受診率（％）	31.4%	31.5%	31.7%

※検診等の対象者数について

- 1) 米子市健康診査：40 歳以上の生活保護受給者及び 4 月 2 日以降の国民健康保険加入者数
- 2) 各種がん検診：国勢調査を元に県が算定し 5 年毎に更新、平成 28 年度変更している。職場で検診を受ける者及び要介護者を除いた数。
- 3) 特定健康診査：40 歳以上の国民健康保険加入者数
- 4) 特定保健指導：特定健康診査の受診した結果、該当した者
- 5) 後期高齢者健康診査：後期高齢者医療加入者数、年次微増している。

第5章 介護サービスの基盤整備

1 介護サービス事業所の整備の考え方について

介護サービスの事業所整備については、第6期介護保険事業計画の中で、米子市の利用者数に対して十分なサービスが提供されているとしながらも、地域包括ケアシステムの構築に当たり、日常生活圏域を中心とした地域密着型のサービスを充足すべく拠点整備を進めることとしました。

団塊の世代が後期高齢者に移行する平成37年（2025年）を踏まえ、今後さらなる介護サービスの需要が増えることが見込まれる中、高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型サービスなどのサービスの提供や在宅と施設の連携など、地域における継続的な支援体制の整備を図っていく必要があります。

一方で米子市の介護老人保健施設や近年、整備が進んだサービス付き高齢者向け住宅等の入所系事業所は、全国他市と比較しても高い水準にあるため、適正な介護保険料を見込むためにも、必要最小限の整備に止めることは、第6期計画と同様に十分に考慮する必要があります。

在宅介護実態調査や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果や、国の目指す「介護離職ゼロ」の施策、鳥取県保健医療計画との整合性を考慮し、認定者の増加等の状況を踏まえながら、必要な整備を推進していきます。

（1）「介護離職ゼロ」に向けた取組

国は、介護離職者年間10万人のうち、「介護サービスの利用ができなかったこと」を離職理由にあげている方が毎年1.5万人程度いると推計しています。このことから、2020年代初頭までに、介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する者をなくすとともに、施設入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消することを目指しています。（これを併せて、「介護離職ゼロ」といいます）

また、国は各保険者においても介護離職ゼロに向けて取組を進めるよう求めており、当該地域において必要な介護離職防止の観点踏まえたサービス提供体制を構築するため、2020年代初頭までに達成されることを目指し、在宅・施設サービスの整備を推進する必要があります。

介護離職ゼロに向けた整備（米子市分）	整備目標（平成37年）
	76.3人分

※厚生労働省による推計方法による試算

(2) 医療病床の機能分化・連携の推進

地域の高齢化等の実情に応じた、病床の機能分化・連携を進めることにより、効率的な医療体制を構築することを目的とした地域医療構想において、平成37年（2025年）に向け、在宅医療や介護サービスの需要は、「高齢化の進展」や「病床の機能分化・連携」により増加する見込みであるとされています。

平成30年度に策定される鳥取県第7次医療計画における介護施設、在宅医療等の追加的必要量を踏まえ、介護施設の整備を検討する必要があります。

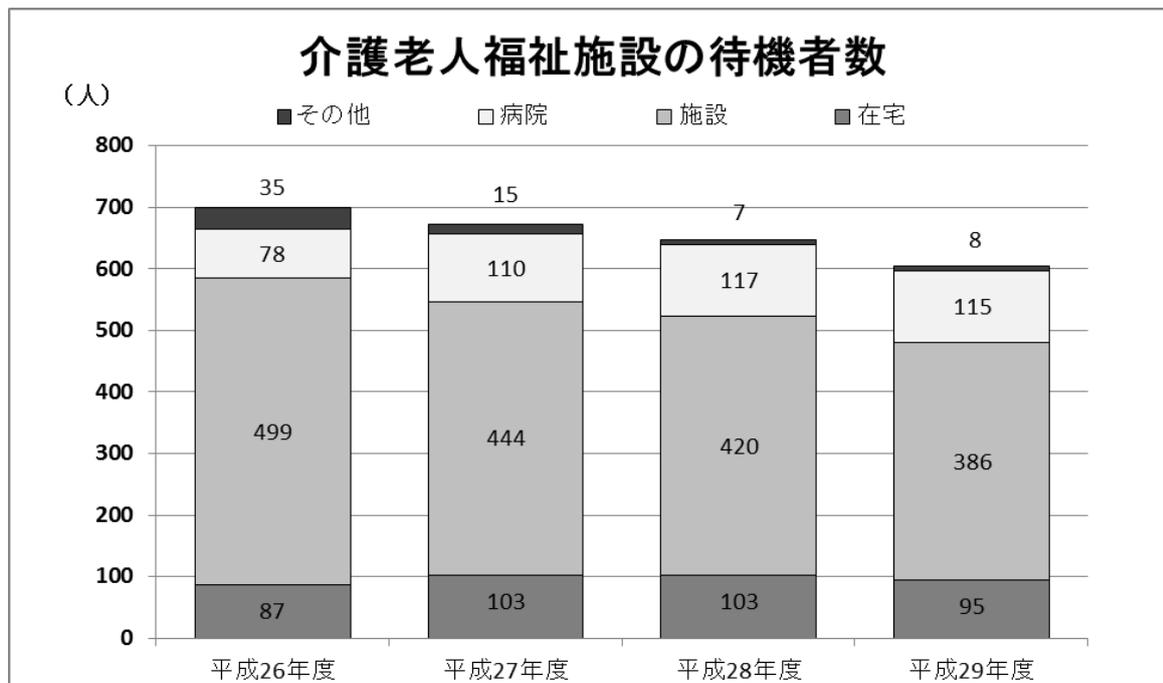
医療病床の機能分化・連携の推進による介護保険事業計画に反映する介護施設需要（米子市分）	整備目標（平成37年）
	14.7人分

※厚生労働省による推計方法による鳥取県試算

(3) 介護老人福祉施設待機者の現状について

介護老人福祉施設への入所待機者は、平成29年4月1日現在、604名で、そのうち、在宅で待機している方は、95名、病院や施設等で待機している方は、509名となっています。

待機者の人数は、減少傾向にあります。在宅での待機者は、依然として100名前後で推移しています。



単位：人

【介護老人福祉施設の待機者数】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在 宅	87	103	103	95
施 設	499	444	420	386
病 院	78	110	117	115
そ の 他	35	15	7	8
合 計	699	672	647	604

※各年度4月1日現在（平成26年のみ8月）

2 居宅サービスと施設サービス

居宅サービスについては、在宅生活の継続に必要なサービスを提供するために日常生活圏域ごとに状況を勘案しながら適切な介護サービスの提供に努めていきます。

また、広域型の施設サービスについては、鳥取県の第7期介護保険事業支援計画を勘案し、第7期期間中の施設整備は行いません。

3 地域密着型サービス事業所の整備方針について

米子市では、身近な地域で暮らし続けることができる地域密着型サービスを重視し、第6期計画期間において、積極的に整備を進めてきました。第7期計画においても、引き続き地域密着型サービスの整備を進めていきます。

通所系・居住系サービスについては、原則として日常生活圏域ごとに偏りなく整備し、介護が必要になっても住み慣れた地域とのつながりを持ちながら、暮らすことができるための支援を行います。

第7期計画では、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備するとともに、施設待機者の縮減を目指し、地域密着型老人福祉施設の整備等を推進します。

【地域密着型サービスの整備状況（平成29年12月現在）】

	介護サービス名称	整備状況
在宅系サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	5事業所
	夜間対応型訪問介護	1事業所
	認知症対応型通所介護	9事業所（定員106名）
	小規模多機能型居宅介護	10事業所（定員256名）
	看護小規模多機能型居宅介護	4事業所（定員108名）
サービス 居住系	認知症対応型共同生活介護	22事業所（定員333名）
	地域密着型介護老人福祉施設	3事業所（定員73名）

(1) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護事業所については、第6期計画の中で、地域包括ケアシステムの構築に当たって、地域の拠点と位置づけ整備を進めてきました。利用者の必要に応じてサービスを組み合わせることができる小規模多機能型居宅介護は、中重度となっても在宅生活を継続することができるよう支援するために必要なサービスと位置付けています。介護離職防止の観点踏まえた在宅サービス整備の考え方に鑑み、第7期においては、事業所のない圏域を中心に5事業所の整備を進めていきます。

具体的には、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所のどちらも整備されていない淀江圏域を優先的に整備し、圏域に小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所が1事業所しか整備されていない加茂、福生、福米、美保、尚徳、箕蚊屋圏域を中心に圏域毎の事業所整備状況等を勘案して整備していきます。

また、小規模多機能型居宅介護事業所については、11箇所の日常生活圏域のうち、8箇所の日常生活圏域に10箇所の事業所整備が進んだことから、サテライト型事業所についても整備対象とします。

日常生活圏域ごとの小規模多機能型居宅介護施設整備数（整備中を含む）

圏域	東山	湊山	後藤ヶ丘	加茂	福生	福米	美保	弓ヶ浜	尚徳	箕蚊屋	淀江
施設数	2	1	1	0	1	1	0	2	1	1	0
定員	50	25	25	0	15	25	0	58	29	29	0
通所	30	15	15	0	8	15	0	36	15	15	0
泊まり	12	6	5	0	4	9	0	12	7	5	0

※平成29年11月1日現在

参考：看護小規模多機能型居宅介護

圏域	東山	湊山	後藤ヶ丘	加茂	福生	福米	美保	弓ヶ浜	尚徳	箕蚊屋	淀江
施設数	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0
定員	0	25	25	29	0	0	29	0	0	0	0
通所	0	15	18	18	0	0	18	0	0	0	0
泊まり	0	8	5	7	0	0	6	0	0	0	0

※平成29年11月1日現在

第7期計画における小規模多機能型居宅介護施設整備数	整備圏域
5事業所（サテライト型を含む）	加茂、福生、福米、美保、尚徳、箕蚊屋、淀江中学校区

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本的考え方に基づき、認知症高齢者の増加が引き続き見込まれる中、重度の認知症高齢者の介護者への支援や住み慣れた地域での生活の継続を目的とした認知症施策の推進のため、認知症対応型共同生活介護施設整備は、今後も重要な施策であると考えます。

現在、米子市においては、認知症対応型共同生活介護施設が22施設整備され、その定員数は333名ですが、認知症患者数が増加傾向にある中、認知症対応型の居住施設の需要は今後も増大すると想定されます。そのため、第7期計画期間においても施設整備は必要と考え、第6期介護事業計画において、計画された第6期計画期間～第7期計画期間の整備計画を継承し、第6期計画で整備された3施設を除く、残りの2施設について第7期計画期間において整備するものとします。なお、整備する日常生活圏域については、施設数、定員数の少ない圏域を中心に整備を進めることとし、2事業所、定員数36（4ユニット）の整備を進めていきます。

日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護整備数（整備中のものを含む）

圏域	東山	湊山	後藤ヶ丘	加茂	福生	福米	美保	弓ヶ浜	尚徳	箕蚊屋	淀江
施設数	2	1	2	3	2	2	1	4	1	2	2
定員	18	9	27	45	36	27	18	54	27	36	36

※平成29年11月1日現在

第7期計画における認知症対応型共同生活介護の整備数	整備圏域
2事業所（4ユニット）	湊山、美保、尚徳、東山、後藤ヶ丘中学校区

（3）地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設については、入所系施設が他市と比べ、比較的高い水準にあることから、介護老人福祉施設等の整備は最小限にするべきであると考えます。このことから、老人福祉施設の待機者数の現状や、介護離職防止の観点を踏まえた在宅サービス整備の考え方、鳥取県第7次医療計画における介護施設、在宅医療等の追加的必要性を考慮し、第7期計画期間中に1事業所を整備します。

第7期計画における地域密着型老人福祉施設の整備数	整備圏域
1事業所（29名の定員増）	市内全域

（4）介護付有料老人ホームへの転換

（地域密着型特定施設入居者生活介護）

介護付き有料老人ホームについては、全国平均を大きく上回る施設が整備されており、新たな整備は行わない方向とします。現行の住宅型有料老人ホームを介護付有料老人ホームへ転換する場合は、2事業所程度、定員数にして58名分の地域密着型特定施設入居者生活介護について指定していくこととします。

第6章 地域包括ケア体制の充実

1 高齢者を地域全体で支えるための体制整備

(1) 地域包括ケアシステム構築に向けた体制整備

市は、市地域ケア会議をはじめ、多職種が関わる多様な会議体等への積極的な参画を通して、ケアシステムの構築を推進していく中心的な役割を担っていきます。

各地域においては、地域包括支援センターをケアシステム推進の中核機関として位置づけ、センター設置体制のあり方を検討するとともに、適切な人員の確保、業務の効率化に向けた取組を行います。

さらに、地域ケア会議を通して、関係機関、市民、事業者等と連携して、引き続き地域の課題解決を図っていきます。

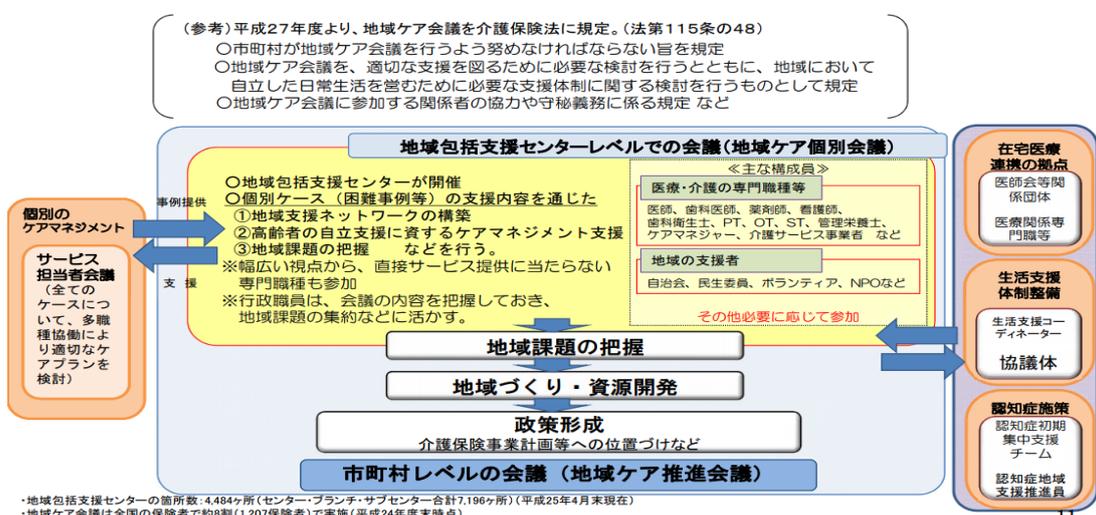
また、生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けた取組を一層推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの基盤整備

要介護等や支援を必要とする方を地域で支えていくために、事業者等と協働して、切れ目なく医療、介護、予防、福祉・生活支援サービスが提供される体制づくりを推進します。

地域課題の解決に向けて、支援が必要な高齢者を地域で支える地域づくりを推進するため、地域ケア会議を開催し、社会資源を総合的に調整するとともに、高齢者への支援に関する困難事例及び課題について全市的な検討を行うことにより、新たな福祉サービス等を構築し、生活支援体制の整備を図ります。さらに、要介護・支援認定を受けた高齢者本人の、自立支援に資するための地域ケア会議実施に向けて取り組んでいきます。

【地域ケア会議の推進】（出典：H27全国厚生労働関係部局長会議資料）



2 在宅医療・介護の連携推進

医療介護総合確保推進法により創設された在宅医療・介護連携推進事業において、医療と介護の両方を必要とする在宅で生活する高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の円滑な連携を推進することを目的としています。

疾病を抱えても、住み慣れた自宅等で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供ができる体制の構築を図っていく必要があります。以下の8項目（ア）～（ク）について進めていきます。

（ア）地域の医療・介護の資源把握と一層の周知

米子市内における医院や診療所を含む医療機関、及び介護施設等の、在宅医療介護に関する情報の把握に努めます。また、これらの情報は継続的に更新しながら発信し、医療機関や介護サービス事業所のほか、市民等、誰もがその情報を活用し、安心して在宅（地域）での生活が送れるよう取り組んでいきます。

（イ）在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

医療関係者と介護関係者の連携が一層促進できるよう関係者会議等を立ち上げ、課題の抽出、解決策等の検討を行います。また、在宅における医療と介護の連携拠点の設置についても検討していきます。

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

在宅の要介護の高齢者を支援する介護サービスとして、定期巡回随時対応型訪問介護看護など24時間対応するサービスの周知普及を図り、在宅で必要な高齢者に適切なサービス提供が進むよう努めます。

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

鳥取県西部福祉保健局が作成した入退院調整ルールに従い、医療機関とケアマネジャー間の医療情報や介護情報の共有がなされています。さらに迅速かつ円滑に情報共有がされるよう各関係機関への周知徹底を図ります。

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センター等における介護等に関する相談の支援にあわせ、医療等に関するより専門的知見を要する相談においても、必要に応じて医療機関と連携し解決に向け対応していけるよう体制づくりに努めます。

（カ）医療・介護関係者の研修

在宅医療介護にかかる多職種への研修会等を開催し、医療と介護の相互の認識の統一を図ります。

(キ) 地域住民への普及啓発

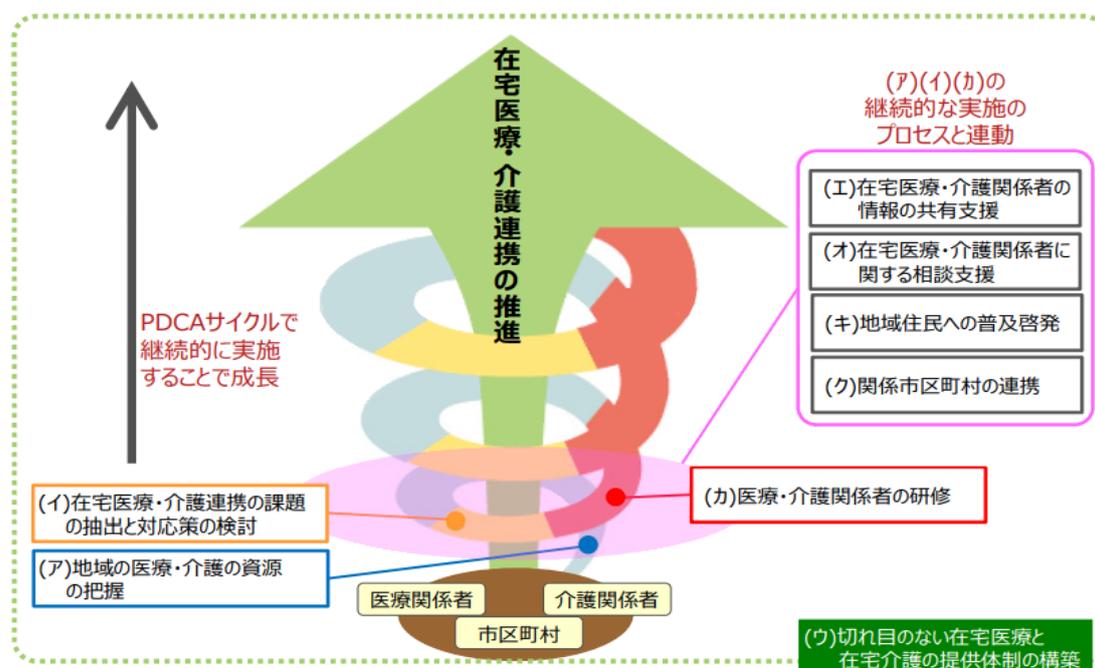
後期高齢者の増加に伴い多死社会(※)へと移行して行くことも想定される中で、市民に対し終末医療のあり方や在宅での看取りに対する意識の普及啓発に取り組んでいきます。そのために西部医師会等と連携し、在宅(地域)での医療と介護の連携に役立つ「もしもの時のあんしん手帳」を配布するとともに、地区公民館での健康講座等や在宅医療推進フォーラム等を開催し、在宅医療介護の推進と終末期における本人の選択と本人・家族の心構えを持つことを意識づけていきます。

※多死社会・・・高齢化社会の次に訪れるであろうと想定されている社会の形態であり、年間の死亡者数がピークに差しかかる中期的な一時代とされ、平成28年度厚生労働白書によれば、死亡数は2039(平成51)年に167万人とピークを迎えた後、減少していくことが見込まれています。

(ク) 西部圏域市町村間(二次医療圏域内)の連携

西部圏域市町村で定期的な連絡会を開催し、広域における連携体制の整備も図っています。

【在宅医療・介護連携推進事業の進め方のイメージ】



出典：富士通総研「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種連携プログラムによる調査研究事業」報告書(平成27年度老人保健健康増進等事業)

3 地域包括支援センターの機能強化

(1) 人員体制整備と業務の効率化

各地域においては、センターをケアシステム推進の中核機関として位置づけ、増大し困難化する業務に対応した適切な人員の確保を図るとともに、情報通信技術（ICT）の一層の活用により、業務の効率化を推進します。

また、専門知識を有する職員を育成するため、介護予防や権利擁護、認知症施策等に関する研修や、関係多職種との情報交換の機会を提供し、センター職員の資質の向上に努めます。

(2) 効果的な運営体制の構築

各センターが相互に連携し、効果的な取組を推進するため、センター間の総合調整や地域ケア会議支援、支援困難事例に対する対応力の向上等、効果的なセンターの運営体制について再構築を検討していきます。

(3) 担当圏域における目標等の設定

センターが担当する圏域において、地域の実状や課題を踏まえた具体的な運営方針、業務目標等を設定し、行政はもとより多職種関係機関と緊密な連携を図りながら、適切な運営に努めます。

(4) 効果的なセンター運営の継続に向けて

センター管理者は、自らその実施する事業の評価を行い、質の向上に努めます。また、事業委託者の市においては、定期的にセンターの実施状況について点検を行うよう努めることが法定化されています。

平成28年度から導入したセンターの「自己評価制度」を活用し、市・運営協議会・センターが協働して、評価結果に基づく課題の整理及び改善を図り、センターのより良い運営・活動に向けた取組を推進します。

また、継続的に効果的な評価が実施できるように、評価項目の見直しや評価方法の新たな仕組みについても検討していきます。

4 支え合いの地域づくりへの支援

急速な少子高齢化・核家族化の進行、厳しい経済・雇用環境といった社会情勢の変化により地域社会のあり方も変わり、地域で支援を必要とする人たちが、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、行政が中心となって行う法律などの制度に基づくサービスだけでは充分とは言えません。自治会を始めとした地域組織や住民など地域社会のすべての構成員が対等な立場で協力・連携することにより、地

域社会全体で支え合うことが必要となってきました。

今後、元気な高齢者を始めとした地域住民がニーズにあった地域活動に参加し、支援が必要な方を支えていくことができる環境づくりなどを推進します。

(1) 健康づくり・介護予防への参加

健康や介護予防への関心を高め、健康・体力の維持増進や予防に向けた一人ひとりの主体的な取組の必要性について、一層の啓発を図ります。

「やって未来や塾」や「サロン」など地域での自主的な取組を支援するとともに、地域で活動する人材の発掘・育成を推進し、元気な高齢者を始め地域の住民が支える側として参加できる環境を整備します。

(2) 高齢者が気軽に集える「場」の充実

仲間づくりや閉じこもり防止等のために活動する「ふれあい・いきいきサロン」は、米子市社会福祉協議会が立ち上げ支援をしています。市として、高齢者の一層の参加につながるよう周知を図るとともに、必要に応じ内容の充実に向け支援します。

今後の小規模多機能型施設等の整備にあたっては、施設に交流スペースを確保するなど、入所者と地域住民との交流が図られるよう運営事業者への働きかけを行います。

(3) 介護支援ボランティア制度の拡充

高齢者が、ポイントを貯めることを楽しみながらボランティア活動を行い、自らの介護予防や社会参加、地域づくりに取り組めるよう介護支援ボランティア制度を通じて多様な活動の場を提供していきます。

現在、介護施設で補助者として活動する登録者を対象としており、引き続き登録者の増加とボランティア受入施設の拡充に努めます。

【介護支援ボランティア計画値】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護支援ボランティア登録者数	90 人	100 人	110 人

(4) 地域の福祉資源の創出とネットワークづくりの推進

高齢者の多様化するニーズにきめ細やかに対応していくため、「地域福祉コーディネーター」を米子市社会福祉協議会へ配置して地域の課題を把握・共有し、地域の福祉的資源の創出やネットワーク化、地域人材の発掘・育成等を図っていきます。

(5) 生活支援体制整備の推進

今後の地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進するため、地域の既存の取組や組織等を活用しながら、生活支援コーディネーターや多様な職種等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場を第1層（市全域）及び第2層（日常生活圏域もしくは公民館単位の規模）に設けるとともに、生活支援コーディネーターの配置の充実を検討するなど、地域における生活支援等サービスの提供体制の構築を推進していきます。

(6) 避難行動要支援者支援の推進

避難支援プランに基づき、災害発生時に避難等が困難な高齢者等の避難行動要支援者への支援が円滑に行われる環境を整備するとともに、自助・互助・共助・公助の役割分担と一層の連携により、避難行動要支援者支援体制の整備を図ります。

(7) 民生委員の訪問活動

一人暮らしの高齢者等を民生委員が訪問し、高齢者の状況を確認するとともに、民生委員とのつながりをつくり、必要に応じて地域包括支援センター等と連携して、見守りや支援につなげます。

(8) 事業者等との連携による見守り

中山間集落見守り活動に関する協定書に基づき、締結した事業者等からの通報により、市が警察・消防等と連携して安否確認や緊急対応を行います。

(9) 認知症のある人が安心して暮らし続けられるためのまちづくり

認知症の人やその家族の在宅生活を支援するため、認知症サポーター養成講座等による認知症への正しい理解を深めるための啓発の推進、認知症初期集中支援チーム等による認知症の容態に応じた適時適切な医療・介護等の提供、認知症行方不明者の捜索模擬訓練等による認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進に取り組んでいきます。

(10) 運転免許証自主返納への支援

高齢者ドライバーによる交通事故が全国的に年々、増加傾向にあります。

加齢に伴う身体機能や判断力の低下によって運転に不安を感じている方や、家族から返納を勧められている方の運転免許を返納しやすい環境づくりを進め、地域の関係者や関係機関と連携しながら、誰もが利用しやすい地域公共交通の整備や地域での支え合いなど支援方法について検討していきます。